

国立原爆死没者追悼平和祈念館情報システムの機器更改等に係る要件定義書

令和5年2月

公益財団法人広島平和文化センター
(国立広島原爆死没者追悼平和祈念館)
公益財団法人長崎平和推進協会
(国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館)

目次

1	調達件名	4
2	業務要件の定義	4
	(1) 業務実施手順	4
	(2) 規模	4
	(3) 時期・時間	4
	(4) 場所	5
	(5) 情報システム化の範囲	5
	① PR 情報発信	5
	② 電子アーカイブ化	5
	③ 外国語翻訳	5
	④ 案内受付	5
	⑤ 遺影、体験記、医療情報等の条件検索による閲覧提供	5
	⑥ 来館者メッセージの管理	5
	⑦ 平和関連施設及び団体の情報収集・提供	5
	⑧ システム運営	5
	⑨ 職員間での情報共有	6
5	機能要件	6
	(1) 新システムの概要	6
	(2) 機能・画面・帳票等要件	7
	(3) 情報・データ要件	7
	① 収集データ	7
	② 動画・静止画データ	7
	③ 体験記データ	7
	④ 遺影データ	7
	⑤ 図書管理データ	7
	⑥ 被ばく医療等データ	7
6	非機能要件	8
	(1) ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項	8
	① 祈念館情報システムの利用者等	8
	② ユーザビリティ要件	8
	③ アクセシビリティ要件	8
	(2) 規模に関する事項	9
	① 機器数及び設置場所（予定）	9
	② データ量（令和3年2月16日現在）	10
	③ 利用者数	12
	(3) 性能要件	12
	(4) 信頼性要件	12
	① 可用性要件	12

② 可用性に係る対策	12
③ 完全性要件	13
(5) 拡張性要件	13
(6) 上位互換性要件	13
(7) 情報システム中立性要件	13
(8) 継続性に係る対策	13
(9) 情報セキュリティに関する事項	14
① 基本事項	14
② 利用者の権限	14
③ 情報セキュリティ対策要件	15
(10) 情報システム稼働環境に関する事項	18
① 全体構成	18
② ハードウェア構成	18
③ ソフトウェア構成	18
④ ネットワーク構成	19
⑤ 利用するクラウドサービスの要件	19
(11) テストに関する事項	20
① 情報システム機器の稼働テスト	20
(12) 導入・移行に関する事項	21
① 新システム環境構築	21
② 導入・移行に係る要件	21
③ データ・システム移行に係る要件	24
ア 動画データの移行について	24
イ グローバルネットワーク用動画データについて	24
ウ その他データ・システム移行について	24
(13) 引継に関する事項	25
(14) 教育に係る要件	26
(15) システム運用支援	26
(16) 保守に関する事項	26
① ハードウェア等保守計画書及び手順書の作成	26
② 保守対応時間等	26
③ ソフトウェア保守	27
④ ハードウェア等の保守要件	27
⑤ ハードウェア等緊急保守	28
⑥ ハードウェア等定期保守	28
⑦ ハードウェア等予防保守	28
⑧ 両祈念館における立会業務等	29
⑨ ハードウェア等の撤去・廃棄	29
⑩ サービスレベル	29
⑪ その他	30

- 別紙① 「原爆死没者追悼平和祈念館運営」業務・システム最適化計画 現行体系（抄録）
- 別紙② ソフトウェアインストール作業分担
- 別紙③ データ移行作業分担
- 別紙④ システム運用・保守業務一覧
- 別紙⑤ ハードウェア定期点検内容
- 別添① 国立原爆死没者追悼平和祈念館情報システム運用設計書（令和5年2月）
- 別添② 国立原爆死没者追悼平和祈念館情報システム保守要件定義書（令和5年2月）

1 調達件名

国立原爆死没者追悼平和祈念館情報システムの機器等借上げ

2 業務要件の定義

(1) 業務実施手順

両祈念館の業務については、別紙①「原爆死没者追悼平和祈念館運営」業務・システム最適化計画 現行体系（抄録）を参照のこと

(2) 規模

平成31年度の入館者数は以下のとおり。

広島祈念館 年間 379,163人 ピーク 4月30日 4,764人

長崎祈念館 年間 147,467人 ピーク 11月7日 1,563人

また、展示系システム及び管理系システムにおける1日当たりの平均アクセス数は両祈念館併せて約2,000件である。

なお、令和2年度及び3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時休館した日数が多いため、平成31年度の入館者数を参考規模とする。

(3) 時期・時間

本システムの運用時間は以下のとおり。

なお、休館日及び開館・閉館時刻については変更になる場合がある。

- ① 祈念館情報システムの内、展示コーナー各システム(情報検索・閲覧系システム)は、広島祈念館、長崎祈念館の開館時刻の30分前から、閉館時刻の15分後までとする。広島祈念館、長崎祈念館の開館・閉館時刻を以下に示す。

ア 広島祈念館

3月1日 ～ 7月31日 8:30～18:00

8月1日 ～ 8月31日 8:30～19:00

(8月5日、6日は8:30～20:00)

9月1日 ～ 11月30日 8:30～18:00

12月1日 ～ 2月末日 8:30～17:00

イ 長崎祈念館

4月1日 ～ 4月30日 8:30～17:30

5月1日 ～ 8月31日 8:30～18:30

(8月7日～8月9日は8:30～20:00)

9月1日 ～ 3月31日 8:30～17:30

- ② 管理系システムは、6:00～21:00を基本的な運用時間とする。ただし、各祈念館の業務の状況により変更することがある。

- ③ 広島祈念館、長崎祈念館の休館日を以下に示す。

広島祈念館：12月30日 ～ 12月31日

長崎祈念館：12月29日 ～ 12月31日

(4) 場所

- ① 広島市中区中島町1番6号
国立広島原爆死没者追悼平和祈念館
- ② 長崎市平野町7番8号
国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館

(5) 情報システム化の範囲

「国立原爆死没者追悼平和祈念館情報システムの機器等借上げ業務調達仕様書」の「1(5)業務・システムの概要」に記載した業務のうち、情報システム化の対象範囲は次のとおりである。

① PR情報発信

両祈念館の業務や企画展内容を各種関係機関や一般市民に対して、WEBサイト等の手段により情報提供する。

② 電子アーカイブ化

被爆体験者や遺族及び報道機関などから提供された収集資料の目録情報をシステムに登録するとともに、収集した資料の一部を電子化し、データとして保存する。

③ 外国語翻訳

登録された情報を翻訳するため、システムからデータを出力し、業者に翻訳を依頼する。また返却された翻訳データをシステムに一括で登録する。

④ 案内受付

来館者に対して、企画展のお知らせ、館内の案内情報を提供する。

⑤ 遺影、体験記、医療情報等の条件検索による閲覧提供

両祈念館内で、遺影や体験記等電子アーカイブ化された情報の検索を可能とし、情報提供する。

⑥ 来館者メッセージの管理

来館者が平和へのメッセージ登録し、その内容を職員が確認した後、一部WEBサイトへ公開し、一般市民や来館者の参照を可能とする。

⑦ 平和関連施設及び団体の情報収集・提供

平和関連施設及び団体の情報を収集し、登録後、来館者に情報を提供する。

⑧ システム運営

コード情報の登録など、システム運営に必要な情報を登録する。

⑨ 職員間での情報共有

職員間で共有する必要がある情報を登録、提供する。

5 機能要件

新システムの概要及び要件を以下に示す。各システムの詳細は両祈念館所有の以下の資料を参照のこと。

「国立原爆死没者追悼平和祈念館 追悼平和祈念館情報システム機能設計書」

「国立原爆死没者追悼平和祈念館 追悼平和祈念館情報システム詳細設計書」

(1) 新システムの概要

新システムの主な機能は次のとおりである。

システム名称	機能概要
遺影管理システム（展示系システム・管理系システム）	提供された死没者の遺影と死没者情報の編集を行う。 また、登録された情報は、来館者による閲覧が可能。
収集資料管理システム（展示系システム・管理系システム）	提供された資料（図書・刊行誌）の目録編集を行う。 ※黒本（厚生労働省提供の体験記）も図書として扱う。 手記、動画、静止画、音声等提供された資料の情報や被爆体験記情報の編集を行う。また、登録された情報や被爆体験記情報は、来館者による閲覧が可能。
図書管理システム（展示系システム・管理系システム）	購入又は提供された図書情報を編集し、ICカード等による管理を行う。 また、来館者による所蔵場所の検索が可能。
企画展示システム（展示系システム・管理系システム）	収集資料から企画展示用体験記を選定し、展示用のコンテンツを登録する。また、体験記の解説や関連する資料・写真等をあわせて登録する。登録された情報や被爆体験記情報は、来館者による閲覧が可能。
原爆医療・平和情報管理システム（展示系システム・管理系システム）	被ばく医療情報・平和情報の編集を行う。 また、登録された被ばく医療情報・平和情報は、来館者による閲覧が可能。
平和メッセージ管理システム（展示系システム・管理系システム）	来館者による平和へのメッセージ登録を行う。登録されたメッセージは閲覧が可能。 また、システム管理者は、登録されたメッセージに不適切な内容等がないかの確認を行う。
統合メニューシステム（展示系システム）	「遺影検索」「収蔵資料」「図書」「被ばく医療」「証言音声」をどの端末からでも閲覧が可能。
総合メニューシステム（管理系システム）	システムを利用する職員を登録し、登録した職員毎に、システムの利用権限を設定する。 利用権限によるメニュー表示の切替を行う。また、アクセスログの出力を行う。
収集関連ユーティリティ（管理系システム）	収集に関連するシステムの補助を行う。
マスタメンテナンス（管理系システム）	各種マスタのメンテナンスを行う。
ユーティリティ（管理系システム）	祈念館業務に関わるシステムの補助を行う。
情報共有システム（管理系システム）	職員間での情報共有を行う。 一般向けに情報を展開する。
広島祈念館 WEB サイト、長崎祈念館 WEB サイト、平和情報ネットワーク WEB サイト（管理系システム）	祈念館の事業を WEB サイトで紹介するほか、祈念館が保有する被爆体験記等の資料、原爆被爆や平和に関連する各種機関、団体情報を掲載し、インターネットにより広く情報提供を行う。新システムではクラウドサービスを利用する。

※ 展示系システムとは、展示用端末上で稼働し来館者が閲覧・更新するシステムをいう。

※ 管理系システムとは、展示系システム以外のシステムをいう。

(2) 機能・画面・帳票等要件

システム全体の画面遷移、画面表示及び画面構成に統一性を持たせ、システムの操作方法を簡単にして、情報機器の操作に不慣れな高齢者にも容易に操作ができるようにすること。

両祈念館で稼動している現システムにおける処理、画面、帳票等の機能は両祈念館にて現地確認を行うこと。また祈念館情報システムの詳細については両祈念館所有の以下の資料を参照のこと。

「国立原爆死没者追悼平和祈念館 追悼平和祈念館情報システム機能設計書」

「国立原爆死没者追悼平和祈念館 追悼平和祈念館情報システム詳細設計書」

なお、参考までに現システムのアプリケーションの規模は以下のとおりである。

- ・ステップ数 345Kstep (VB.NET)
- ・画面数 252枚
- ・帳票数 38枚

(3) 情報・データ要件

現システムにおける情報・データの概要は以下のとおり。新システムにおいても同一データを管理する。

① 収集データ

被爆者、遺族、関係機関などから提供された体験記・書簡・日記・図書・新聞・絵画・写真・録画・録音・その他収集資料情報を管理している。

なお、情報テーブルのうち氏名や書名等、多言語で管理する項目については、多言語テーブルで管理している。

② 動画・静止画データ

被爆者、遺族、関係機関などから提供された証言動画、記録動画、静止画の属性情報、保管場所情報を管理している。

③ 体験記データ

収集データから作成した体験記データを管理している。

④ 遺影データ

遺族から提供された死没者情報を遺影とともに管理している。

⑤ 図書管理データ

図書の保管場所、格納状況等図書一冊ごとの属性情報を管理している。

⑥ 被ばく医療等データ

被ばく医療に関する人と歴史、被ばく状況マップ、放射線QAファイル、平和関連施設・団体、国際被ばく医療機関・団体、平和へのメッセージに関する情報を管

理している。

6 非機能要件

(1) ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項

① 祈念館情報システムの利用者等

祈念館情報システム（展示系）を利用する来館者には、修学旅行・平和学習等で来館する児童・生徒、原爆死没者の遺族、体験記寄贈者の関係者（高齢であることが多い）等が想定される。また、来館者の3割程度は外国人である。また、端末設置場所（広島祈念館の体験記閲覧室を除く。）には職員の配置はなく、通常は来館者への操作補助等を行わない。したがって、パソコン操作に不慣れな人でも提供される情報や機能に容易にアクセスし利用できるようにする必要がある。

② ユーザビリティ要件

No	分類	要件	備考
1	画面の構成	<ul style="list-style-type: none"> 何をすればよいかが見て直ちに分かるような画面構成にすること 無駄な情報、デザイン、機能を排し、簡潔で分かりやすい画面にすること 十分な視認性のあるフォント及び文字サイズを用いること 	
2	操作方法	<ul style="list-style-type: none"> 無駄な手順を省き、最小限の操作、入力等で利用者が作業できるようにすること 	
3	指示や状態の分かりやすさ	<ul style="list-style-type: none"> 操作の指示、説明、メニュー等には、利用者が正確にその内容を理解できる用語を使用すること 必須入力項目と任意入力項目の表示方法を変える等各項目の重要度を利用者が認識できるようにすること システムが処理を行っている間、その処理内容を利用者が直ちに分かるようにすること 	
4	エラーの防止	<ul style="list-style-type: none"> 利用者が操作、入力等を間違えないようなデザインや案内を提供すること 入力内容の形式に問題がある項目については、それを強調表示する等、利用者がその都度、その該当項目を容易に見つけられるようにすること エラーが発生したときは、利用者が容易に問題を解決できるよう、エラーメッセージ、修正方法等について、分かりやすい情報提供をすること 	
5	ヘルプ	<ul style="list-style-type: none"> 利用者が必要とする際に、ヘルプ情報を参照できるようにすること 	

③ アクセシビリティ要件

No	分類	要件	備考
1	基準への準拠	<ul style="list-style-type: none"> 広く国民に利用され公益性の高い情報システムであるため、日本工業規格 JIS X8341 シリーズ、「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016年版）」（総務省）をはじめ、各情報システムで策定する要領や指針等に従い、アクセシビリティを確保した設計・開発を行うこと 	
2	指示や状態の分かりやすさ	<ul style="list-style-type: none"> 色の違いを識別しにくい利用者（視覚障害のかた等）を考慮し、利用者への情報伝達や操作指示を促す手段はメッセージを表示する等とし、可能な限り色のみで判断するようなものは用いないこと 	
3	言語対応	<ul style="list-style-type: none"> 日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語のほか、両祈念館が指定する言語（約25言語）で記述されたコンテンツに対応すること。 	

(2) 規模に関する事項

① 機器数及び設置場所（予定）

展示用端末には、展示特有の周辺機器が付属しており、また、ディスプレイと端末本体の設置場所が異なる場合がある。詳細は、別添2「国立原爆死没者追悼平和祈念館情報システムハードウェア・基本ソフトウェア・ネットワーク要件定義書（令和5年2月）」を参照のこと。

ア 広島祈念館

No.	区分	機能等	設置場所	台数
1	物理	仮想化基盤サーバ	地下2階サーバ室	2
2		共有ストレージ		1
3		バックアップサーバ		1
4		NAS		2
1	仮想	映像	地下2階サーバ室 仮想化基盤サーバ内	1
2		認証基盤		1
3		データベース		1
4		アプリケーション		1
5		セキュリティサーバ		1
6		計		5
1	クラウド	Web/メールサーバ	クラウド環境	1
1	端末	事務用	地下2階事務室	15
2		事務用（高性能）	地下2階事務室	5
3		管理用（エンコード）	地下2階事務室	1
4		管理用（評価環境、本番環境、入力作業等）	地下2階事務室	3
5		管理用（平和学習セミナー）	地下2階事務室	1
6		管理用（レファレンス）	地下1階体験記閲覧室	2
7		管理用（証言講話）	地下1階研修室	1
8		展示用（12面マルチ大型映像装置）	地下2階遺影コーナー	2
9		展示用（遺影検索装置）	地下2階遺影コーナー	6
10		展示用（展示解説装置）	地下1階企画展示室	2
11		展示用（図書検索装置）	地下1階体験記閲覧室	1
12		展示用（収蔵資料検索装置）	地下1階体験記閲覧室	12

13		展示用（被ばく医療・平和関連情報検索装置）	地下1階体験記閲覧室	1
		計		52

イ 長崎祈念館

No.	区分	機能等	設置場所	台数
1	物理	仮想化基盤サーバ	地下2階サーバ室	2
2		共有ストレージ		1
3		バックアップサーバ		1
4		NAS		2
1	仮想	映像	地下2階サーバ室 仮想化基盤サーバ内	1
2		認証基盤		1
3		データベース		1
4		アプリケーション		1
5		セキュリティサーバ		1
6		計		5
1	クラウド	Web/メールサーバ	クラウド環境	1
1	端末	事務用	地下2階事務室	19
2		事務用（ピースネット）	地下2階事務室	2
3		管理用（エンコード）	地下2階事務室	1
4		展示用（8面マルチ大型映像装置）	地下2階追悼空間前室	2
5		展示用（遺影検索装置）	地下2階追悼空間前室	2
6		展示用（収蔵資料検索装置）	地下2階遺影手記コーナー	3
7		展示用（遺影検索装置）	地下2階遺影手記コーナー	3
8		展示用（図書検索装置）	地下2階総合案内	1
9		展示用（証言音声検索装置）	地下2階平和情報コーナー①	3
10		展示用（被ばく医療・平和関連情報検索装置）	地下2階平和情報コーナー①	3
11		展示用（平和のメッセージ登録閲覧装置）	地下2階平和情報コーナー②	6
		計		45

② データ量（令和5年2月16日現在）

システムにおける情報・データの規模は以下のとおり。

ア データベース

(7) 広島祈念館、長崎祈念館（両祈念館で保有）

No.	データ種別		テーブル名	データ件数(計)	データサイズ(計)(byte)
1	収集データ	図書等	収集情報	6,010	1,223,705
2			収集資料	20,554	6,707,913
3			図書刊行誌	13,952	8,617,794
4		動画・静止画	提供者	55	10,725
5			撮影者	185	24,199
6			著作権者	45	8,229
7			記録動画・静止画	2,386	3,383,095
8			証言動画・音声	3,973	6,866,729
9			字幕テロップ	267,258	52,869,323
10			体験記データ	厚生省収集	105,496

11			執筆者	158,175	159,019
12			合本情報	240,638	241,476
13			被爆者	193,214	195,414
14			登場地	305,892	309,992
15			所属=人	91,065	93,062
16			体験記テキスト	14,764	16,569
16	遺影データ		提供者	19,860	20,505
17			集合写真	2,734	2,917
18			集合写真位置	4,563	4,850
19			死没者	33,391	34,259
20			遺影	29,032	29,836
21	図書管理データ		1冊ごとの情報	18,386	19,302
22	被ばく医療データ	放射線被ばく状況マップ	マップ	46	131,750
23			マップ_解説	378	152,912
24		国際被ばく医療協力機関・団体	国際協力機関	25	21,961
25			国際協力機関_説明	242	175,010
26		平和関連施設と団体	施設と団体	203	123,686
27			施設と団体_説明欄	867	455,317
28		平和関連の会議とイベント	会議とイベント	211	125,355
29			会議とイベント_本文	4,996	4,545,366
30		平和へのメッセージ	平和へのメッセージ	41,918	10,044,803

イ 動画・静止画・音声データ

(7) 広島祈念館

No.	データ種別	ファイル数	データサイズ (byte)
1	遺影情報 (広島, 長崎)	90,036	24.8G
2	集合写真 (広島, 長崎)	5,876	3.3G
3	被爆者証言映像, 記録映像	3,284	1,960.5G
4	被爆者証言音声	93	659M
5	記録静止画・記録音声	2,142	2.6G
6	自筆体験記の写し	392,485	60.8G
7	朗読音声化体験記	138	1,421M
8	被ばく医療に関する人と歴史	539	681M
9	被ばく状況マップ	227	31M
10	放射線QAファイル	732	23M
11	平和関連施設・団体	248	61M
12	平和関連イベント	97	33M
13	国際被ばく医療機関・団体	81	30M

(イ) 長崎祈念館

No.	データ種別	データ件数	データサイズ(byte)
1	遺影情報（広島,長崎）	90,221	24.9G
2	集合写真（広島,長崎）	5,913	3.3G
3	被爆者証言映像,記録映像	3,326	2,007.9G
4	被爆者証言音声	3,533	2.8G
5	記録静止画・記録音声	4,588	2,708M
6	自筆体験記の写し	244,355	24.5G
7	朗読音声化体験記	197	1.3G
8	被ばく医療に関する人と歴史	539	681M
9	被ばく状況マップ	185	17M
10	放射線QAファイル	742	23M
11	平和関連施設・団体	238	61M
12	平和関連イベント	83	23M
13	国際被ばく医療機関・団体	67	21M
14	平和へのメッセージ	65,089	5.5G

③ 利用者数

本要件定義書「2(2) 規模」のとおり。

(3) 性能要件

新システムでは、最低限、次の性能要件を満たすこと。

- ・ 管理系システムにおいて、操作者の待ち時間が原則 2 秒以内であること。
- ・ 展示系システムにおいて、操作者の待ち時間が原則 2 秒以内であること。
- ・ 各館にて最大 1 2 台の展示用端末に対し動画配信を実行している状態で、遺影、体験記等の情報が検索・閲覧可能であること。
- ・ 端末は最新機器及び OS を前提とすること。

※ 応札を希望するものに対して、両祈念館にて、現システムを操作する機会を設ける予定であるので性能要件を確認されたい。

(4) 信頼性要件

① 可用性要件

稼働時間は 24 時間 365 日とする。また、対象システムの稼働率は、99.8%以上とすること。なお、稼働率の算出において、計画停電及び定期保守等の事前計画に基づいた停止時間は除くものとする。

② 可用性に係る対策

- ・ サーバをクラスタ構成とし、ホットスタンバイによる障害発生時の待機系への切替えを可能とすること。
- ・ 経路の異なる複数の通信回線を確認し、障害発生時の待機系への自動切替えを可能とすること。

③ 完全性要件

- ・ データ処理は正確で一貫性があること。
- ・ 誤操作等により重要なデータが安易に消去されないよう必要な措置を講じること。
- ・ 機器の故障に起因するデータの滅失や改変を防止する対策を講ずること。
- ・ 異常な入力や処理を検出し、データの滅失や改変を防止する対策を講ずること。
- ・ 処理の結果を検証可能とするため、ログ等の証跡を残すこと。
- ・ データの複製や移動を行う際に、データが毀損しないよう、保護すること。
- ・ データの複製や移動を行う際にその内容が毀損した場合でも、毀損したデータ及び毀損していないデータを特定するための措置を行うこと。
- ・ 電子データの送受信を行う際には電子署名やタイムスタンプを用いることで偽造等から保護することが可能であること。

(5) 拡張性要件

近年、入館者数が急速に増加しているため、システムの利用者の拡大やデータ量の増加が想定される。これに伴い性能が落ちることのないよう、処理能力の向上やデータ保存領域の拡張等が容易に可能となる構成とすること。また、機能の追加・変更等、システムの拡張に対応できること。

(6) 上位互換性要件

- ・ クライアントOSのバージョンアップに備え、OSの特定バージョンに依存する機能が判明している場合は、その利用を最低限とすること。
- ・ Webブラウザ及び実行環境等のバージョンアップの際、必要な調査及び作業を実施することで、バージョンアップに対応可能な情報システムとすること。

(7) 情報システム中立性要件

システムは、原則、特定製品・技術に依存せず、他事業者がシステムの保守や拡張を引き継ぐことが可能であること。

ただし、基本ソフトウェアや特殊機器について、特定の製品を指定している場合があるため、詳細は、本要件定義書「6(12)② 導入・移行に関する事項」及び別添2「国立原爆死没者追悼平和祈念館情報システムハードウェア・基本ソフトウェア・ネットワーク要件定義書（令和5年2月）」を参照すること。

(8) 継続性に係る対策

- ・ 対象ごとにバックアップの取得手法や保存先、取得時期等を考慮し適切なバックアップ処理が可能なシステムとすること。
- ・ 業務に用いるデータのバックアップ処理は業務への影響を排除した設計とすること。
- ・ バックアップの取得は自動化し、成否について運用管理者へ通知する機能を具備すること。なお、自動化されたバックアップ処理についても運用管理者により手動でバックアップの取得が可能であること。
- ・ 天災等により情報システムの設置場所が完全に滅失した場合に備え、バックアップデータは両祈念館に保持すること。
- ・ データ保存機器について二重化すること。
- ・ 利用するクラウドサービスで提供される各構成要素について適切に冗長化を行うこと。バックアップの取得については、クラウドサービスプロバイダから提供されるバックアップサービスを利用して差し支えない。

(9) 情報セキュリティに関する事項

① 基本事項

受注者は、広島市及び長崎市の個人情報保護条例、並びに「厚生労働省情報セキュリティポリシー」に準拠した情報セキュリティ対策を講ずること。なお、「厚生労働省情報セキュリティポリシー」は非公表であるが、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に準拠しているため、必要に応じ参照すること。「厚生労働省情報セキュリティポリシー」の開示については、契約締結後、受注者が両祈念館に守秘義務の誓約書を提出した際に開示する。

② 利用者の権限

両祈念館における新システムの利用権限を、次表に示す。

処理	権限	システム管理者	職員					来館者	一般市民
			業務担当者	データ登録係	支援者 データ登録	作成係 コンテンツ	一般		
遺影登録		CRUD	CRUD	CRUD	CRUD	CRUD	—	—	—
目録確認・登録		CRUD	CRUD	R	R	R	—	—	—
資料収集登録		CRUD	CRUD	CRUD	R	R	—	—	—
体験記登録		CRUD	CRUD	CRUD	R	R	—	—	—
展示用コンテンツ作成		CRUD	R	R	R	CRUD	—	—	—
図書管理		CRUD	CRUD	CRUD	R	R	—	—	—
被ばく医療情報登録		CRUD	CRUD	CRUD	R	CRUD	—	—	—
翻訳依頼		CRUD	CRUD	CRUD	R	CRUD	—	—	—
翻訳結果受領		CRUD	CRUD	CRUD	R	CRUD	—	—	—
遺影・収集資料・体験記検索		R	R	R	R	R	R	—	—
遺影表示		R	R	R	R	R	R	R	—
遺影検索・閲覧		R	R	R	R	R	R	R	—
体験記検索・閲覧		R	R	R	R	R	R	R	—
体験記コンテンツの閲覧		R	R	R	R	R	R	R	—
原爆詩シアターの放映		R	R	R	R	R	R	R	—

医療情報閲覧	R	R	R	R	R	R	R	—
図書閲覧	R	R	R	R	R	R	R	—
来館者メッセージ登録	—	—	—	—	—	—	C	—
来館者メッセージ確認	UD	—	—	—	—	—	—	—
来館者メッセージ検索・閲覧	R	R	R	R	R	R	R	R
平和情報登録	CRUD	CRUD	CRUD	R	CRUD	—	—	—
平和情報閲覧	R	R	R	R	R	R	R	—
被爆関連情報ネットワーク運営	R	R	R	R	R	R	R	—
グローバルネットワーク運営	R	R	R	R	R	R	R	—
重複氏名検索	R	R	R	R	R	—	—	—
コードテーブル 登録・修正・削除	CRUD	CRUD	CRUD	R	CRUD	—	—	—
関連 URL 編集	CRUD	—	—	—	—	—	—	—
アカウント設定	CRUD	—	—	—	—	—	—	—
パスワード	本人	U	U	U	U	U	U	—
	他の利用者	U	—	—	—	—	—	—
システム利用権 限	本人	CRUD	—	—	—	—	—	—
	他の利用者	CRUD	—	—	—	—	—	—
来館者用設備電源入切実施	U	—	—	—	—	—	—	—
イントラ Web サイトコンテンツ 登録・更新・削除	CRUD	R	R	R	R	R	—	—

C:Create(登録) R:Reference(参照) U:Update(更新) D>Delete(削除)

※ データの更新、削除については、原則として自館登録分のみ可能であることとする。

③ 情報セキュリティ対策要件

ア セキュリティ機能の装備

別添2「国立原爆死没者追悼平和祈念館情報システムハードウェア・基本ソフトウェア・ネットワーク要件定義書（令和5年2月）」に基づき導入した機器、ソフトウェアを用い以下の要件を満たすこと。

以下の機能を具体化した設計を行い、情報セキュリティ設計書としてまとめ、祈念館の承認を得た上で、セキュリティシステムを実装すること。また、以下の機能を利用するための利用手順書を作成すること。

- ・ 本調達に係る情報システムへのアクセスを業務上必要な者に限るための機能
- ・ 本調達に係る情報システムに対する不正アクセス、ウイルス・不正プログラム感染等、インターネットを経由する攻撃、不正等への対策機能
- ・ 本調達に係る情報システムにおける事故及び不正の原因を事後に追跡するための機能（情報システムに含まれる構成要素（サーバ装置・端末等）のうち、時刻設定が可能なものについては、情報システムにおいて基準となる時刻に、当該構成要素の時刻を同期させ、ログに時刻情報も記録されるよう、設定すること。）
- ・ 本調達で導入する各機器で出力されるシステムログおよび、各操作で出力される操作ログを収集する機能
- ・ 上記ログ情報について改ざん・消失を防ぐ機能
- ・ あらかじめ指定した外部記録媒体以外の USB メモリなど外部記録媒体を利用できないように施す機能
- ・ 外部への情報の持出しが必要な場合を想定し、管理者の承認を得た上で外部

記録媒体を接続できる機能および、その記録を取得・収集できる機能。

- ・ 情報の暗号化についてシステム内の情報を暗号化する機能
- ・ 情報の暗号化については情報の外部持ち出しを想定し、管理者の承認を得た上で暗号を復号できる機能
- ・ 情報漏えい防止の観点から各システムを監視する機能

イ 脆弱性対策の実施

以下の脆弱性対策を実施すること。

- ・ 機器及びソフトウェアについて、公表される脆弱性情報を常時把握すること。
- ・ 把握した脆弱性情報について、対処の要否、可否につき両祈念館と協議し、決定すること。
- ・ 決定した対処又は代替措置を実施すること。

ウ 情報セキュリティが侵害された場合の対処

本調達に係る業務の遂行において情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合には、速やかに両祈念館に報告すること。これに該当する場合には、以下の事象を含む。

- ・ 受注者に提供し、又は受注者によるアクセスを認める両祈念館の情報の外部への漏えい及び目的外利用
- ・ 受注者による両祈念館のその他の情報へのアクセス

エ 製品サポート期間の確認

情報システムの構築等又は運用・保守・点検の際に導入する製品（ソフトウェア及びハードウェア）については、当該情報システムのライフサイクル（システム利用期間の終了まで）におけるサポート（部品、セキュリティパッチの提供等）が継続される製品を導入すること。なお、ライフサイクルは「国立原爆死没者追悼平和祈念館情報システムの機器等借上げ調達仕様書」の「1 (6) 契約期間」を参照すること。サポートライフサイクルポリシーが事前に公表されていない製品を導入する場合は、サポートが継続して行われるように後継製品への更新計画を提出すること。なお、後継製品に更新する場合の費用は本調達に含むものとする。

オ 情報セキュリティ対策の履行状況の報告

本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況について、月次及び両祈念館から以下の報告を求めた場合には速やかに報告すること。

- ・ 本要件定義書において求める情報セキュリティ対策の実績

カ 情報セキュリティ監査への対応

両祈念館が別途実施する第三者による情報セキュリティ監査に対応すること。

キ 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処

本調達に係る業務の遂行及び前記オの報告において、受注者における情報セキュリティ対策の履行が不十分であると認められる場合には、両祈念館の求めに応じ、受注者は対応策を提案し、両祈念館と協議を行い、合意した対応を実施すること。

ク ITセキュリティ評価及び認証制度に基づく認証取得製品の採用

本調達に係る情報システムを構成するソフトウェア、機器等について、ITセキュリティ評価及び認証制度に基づく認証を取得している製品を積極的に採用すること。

採用にあたっては、以下の資料を参照すること。

- ・ 「ISO/IEC15408 を活用した調達のガイドブック 第2版（2018年2月 独立行政法人情報処理推進機構）」
- ・ 「IT製品の調達におけるセキュリティ要件リスト（第二版）（平成30年2月28日経済産業省）」

ケ クラウドサービスプロバイダーから提供されるサービスの利用

クラウドサービスを利用する場合、情報セキュリティ対策の実施に当たって、適宜クラウドサービスプロバイダーから提供されるサービスを利用することとして差し支えない。

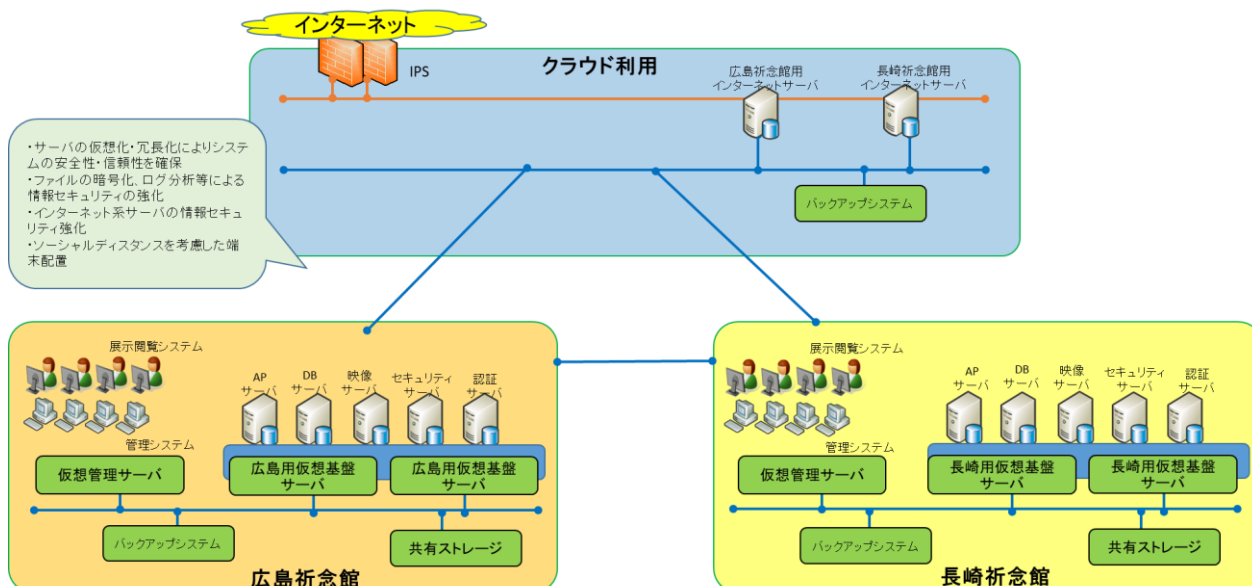
コ 再委託に関する事項

本調達に係る業務の一部を他の事業者にも再委託により行わせる場合には、受注者は、両祈念館が受注者に求めるものと同水準の情報セキュリティを確保するための対策を契約に基づき再委託先に行わせること。再委託先に行わせた情報セキュリティ対策及びこれを行わせた結果に関する報告を受注者に求める場合がある。

(10) 情報システム稼働環境に関する事項

① 全体構成

新システムイメージ図



② ハードウェア構成

- ・ 令和10年6月30日までサポート可能な製品であること。
- ・ 最新機種を採用すること。
- ・ 他の事業者においても、市場で調達可能なハードウェアであり、受注者が独占的に供給するハードウェアでないこと。
- ・ 受注者が動作保証できるハードウェアであること。
- ・ ハードウェアは、中古ではなく、新品とすること。
- ・ サーバ及びエンコード端末については、無停電電源装置により、停電時にはシャットダウンまでの電力供給を確保すること。
- ・ 可能な限り、省スペース・省電力を考慮した構成とすること。

③ ソフトウェア構成

- ・ 「国立原爆死没者追悼平和祈念館情報システムの機器等借上げ業務調達仕様書」の「10(1)③ 令和5年度機器更改方針」のとおり、OSは端末にはWindows11Professional、サーバにはWindowsServer2022及びRedHat Enterprise Linux 9を採用する。新システムにおいて、祈念館情報システムとしての機能に影響がないように対応すること。
- ・ 令和5年6月30日までサポート可能な製品であること。
- ・ ソフトウェアのバージョンは、別に指定した場合を除き、最新バージョンを採

用すること。

- Windows11 ソフトウェアのバージョンは、最新バージョンを採用すること。適宜修正パッチを適用すること。適用は WSUS で制御すること。
- 他の事業者においても、市場で調達可能なソフトウェアであり、受注者が独占的に供給するソフトウェアでないこと。
- ソフトウェアは、中古ではなく、新品とすること。
- 両祈念館がライセンス違反を犯さないよう、必要なライセンス数を確保すること。

④ ネットワーク構成

- 令和10年6月30日までサポート可能な製品であること。
- 最新機種を採用すること。
- 他の事業者においても、市場で調達可能なネットワーク機器であり、受注者がほぼ独占的に供給するネットワーク機器でないこと。
- ネットワーク機器は、中古ではなく、新品とすること。
- 受注者が動作保証できるネットワーク機器であること。
- IPv6 に対応した機器であること。

⑤ 利用するクラウドサービスの要件

クラウドサービスを利用する場合、以下の要件を満たすものとする。

ア 政府情報システムの保護

- (ア) 情報資産を管理するデータセンタの物理的所在地が日本国内であること。
- (イ) 両祈念館の指示によらない限り、一切の情報資産について日本国外への持ち出しを行わないこと。
- (ウ) 障害発生時に縮退運転を行う際にも、情報資産が日本国外のデータセンタに移管されないこと。
- (エ) クラウドサービスの利用契約に関連して生じる一切の紛争は、日本の地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とするものであること。
- (オ) 契約の解釈が日本法に基づくものであること。
- (カ) 情報資産の所有権がクラウドサービス事業者に移管されるものではないこと。従って、両祈念館が要求する任意の時点で情報資産を他の環境に移管させることができること。
- (キ) 法令や規制に従って、クラウドサービス上の記録を保護すること。
- (ク) 情報資産が残留して漏えいすることがないように、必要な措置を講じること。
- (ケ) 自らの知的財産権についてクラウド利用者に利用を許諾する範囲及び制約を、クラウド利用者に通知すること。

イ 技術的条件

クラウドセキュリティに関する次のいずれかを取得していること。

- －ISO/IEC 27017:2015 認証
- －CS ゴールドマーク

(11) テストに関する事項

① 情報システム機器の稼働テスト

ア テスト要件

(7) 単体テスト

導入するハードウェア機器が、機器単位で正しく機能することを確認する。

(4) 結合テスト

単体テストが完了し、単体として正常動作が保障された機器が相互に連携して正しく機能することを確認する。また障害時の動作について確認する。

(ウ) 総合テスト

新システムへのアプリケーション及びデータ移行後に、導入したハードウェア機器が正しく機能することを確認する。

イ テスト手順

(7) 計画の策定

各試験段階での目的、スケジュール及び環境要件を設定するとともに、作業手順や成果物の作成標準を規定し、試験の品質を確保すること。また、試験の妥当性を定量的に検証するための指標を策定し、稼働テスト計画書として提出し、両祈念館の了承を得ること。

(4) 試験項目の作成

設計書等の記述内容を網羅的に確認できる試験項目を作成すること。試験項目は、品質を確保するために十分なケースが定義されており、計画時に策定した指標が満たされることを検証すること。

(ウ) 準備

各試験段階で利用する試験データや試験用プログラム及び各試験項目に対する想定結果等を作成し、試験開始前までに必要十分な準備を行っておくこと。

(4) 環境構築

試験で利用する環境の構築を行うこと。環境間の差異によって、試験の品質やスケジュールに影響が出ないようにすること。

(オ) 試験実施

試験項目に従い、試験を実施する。実施状況を「試験項目消化数」等の定量的な指標を基に報告すること。発見された不具合に対しては、各試験段階終了時までに対応を完了すること。

設計書等の記載自体に不具合が発見された場合は、両祈念館と適宜調整の上、対応方針を検討すること。

(カ) 試験結果報告

試験実施後は、計画時に策定した指標と試験結果を用いて、品質が確保されていることの確認を行うこと。試験結果は、テスト結果報告書として提出し、両祈念館の承認を得ること。

(12) 導入・移行に関する事項

① 新システム環境構築

ハードウェア等の搬入と設定作業、ネットワーク構成の変更作業を行う。

別添3「国立原爆死没者追悼平和祈念館情報システム移行計画書（令和5年2月）」に従い、支障なく移行ができるよう、改修業者、システム運用・保守業者、広域回線保守業者及びWebサイト作成・改修業者と調整すること。

借上げ受注者による、情報システム機器等の稼働テストが終了した後、改修業者が新システムのアプリケーションソフトウェア等をインストールし、稼働確認を行う。これについて必要な支援を行うこと。

② 導入・移行に係る要件

ア 今回調達するハードウェア等において、別途調達により改修した祈念館情報システムが正常かつ確実に動作させる必要がある。両祈念館とは十分な協議を行い、アプリケーションの動作に支障が発生した場合には、その原因究明のため、両祈念館の指示により、動作確保のため対処すること。

イ 導入を予定しているハードウェア等について、両祈念館ならびに改修業者への製品説明、利用方法の説明会を受注後2週間以内に日程調整を行い実施すること。

ウ 改修業者がソフトウェアの事前動作評価を行うための評価環境を令和5年4月初旬に広島市内の指定された場所に用意すること。指定された場所への搬入および指定された場所から祈念館への移設に係る費用は受注者にて負担すること。

評価を行う機器は改修業者と協議の上決定すること。現時点で想定する機器は、タッチパネル、マルチディスプレイコントローラ、およびAV機器など特殊機器の一部とそれらを接続する接続ケーブルである。必要台数は各1台となる。（サーバ、クライアントPCは除く）

エ 納入するハードウェア等は最新版とすること。ただし、受注者決定後、ハードウェア等の不具合等の問題が生じた場合には、受注者は、最新版でないハードウェア等と、その理由を書面にて明示した上で、受注者の責において適切なハードウェア等を納入すること。

オ 本調達によるハードウェア等の搬入、組み立て、設置、基本ソフトウェアのインストール、ネットワーク等の調整及びケーブル等の接続に至るまで、両祈念館が別途調達により改修した祈念館情報システムのデータベース・展示に係るソフトウェアのインストール及び調整を除き、すべて受注者において行い、祈念館情報システムを、本調達にて納入したハードウェア等で正常に動作させること。作業に当たっては、事前にハードウェア等導入作業計画書及び手順書を提出し、両祈念館の承認を得ること。

カ システム構築にあたっては現行システムを引き継ぐ機能、新システムにおいて必要な機能、今後5年間利用にあたり必要な機能、最新のセキュリティ対策が必要な機能において受注者側で設計を行い、情報セキュリティ設計書としてまとめ、両祈念館の承認を得たうえで各作業を実施すること。

- キ 本調達に含まれるソフトウェアのインストール・設定及び現システムのデータ移行については、別紙②「ソフトウェアインストール役割分担」及び別紙③「データ移行作業分担」に従い、指定された作業分担にもとづいて、設定・確認作業を実施すること。
- ク バックアップ、無停電電源装置等の設定に伴うソフトウェアについては、制御用ソフトウェアのインストール・設定・動作確認まで受注者にて実施すること。
- ケ ネットワーク機器の構築は、現システムから新システムへの移行作業が円滑に実施できるように、移行作業期間中は現システムと新システムが並行稼動することを前提とし、受注者は両祈念館及び改修業者と協議の上、ネットワーク設計およびサーバ・端末の IP 設計等を行ってネットワーク設計書を作成し、コンフィグレーションの作成・設定・疎通確認まで実施すること。別途調達する広域ネットワーク回線は、令和5年5月中旬から契約を予定しているため、疎通確認は、令和5年5月中旬頃に実施すること。
- コ ハードウェア等の接続に必要なLAN等のケーブル及び敷設費用等は、全て受注者にて負担すること。既存資産を流用する場合は、システム動作を保障したうえで、現システム機器等借上げ業者より購入すること。
- サ 契約満了（解除）時の設置場所からのハードウェア等の撤去は、受注者の負担により行うこと。ハードウェア等の撤去については両祈念館と協議の上、業務に支障がない方法、作業手順及び日程等を決定し、事前に撤去実施計画書、撤去対象機器等一覧を提出すること。また、撤去後は、撤去報告書及びデータ消去結果証明書を提出すること。
- シ ハードウェア等の搬入及び設置並びに撤去に要する全ての費用は受注者の負担とする。
- ス ハードウェア等の搬入・設置・調整・テストに並行して、改修業者によるアプリケーションソフトウェアのインストール、テスト及び現行システムからのデータ移行が実施される。別添3「国立原爆死没者追悼平和祈念館情報システム移行計画書（令和5年2月）」記載のスケジュールに沿って、立会い作業を実施すること。作業スケジュールが変更になる場合は、両祈念館と協議し、円滑に作業を行うこと。また、それらに要する費用も本調達に含めること。
- セ 改修業者が納入機器でのアプリケーションソフトウェアの調整及びテストを行う際に、指定された作業分担に基づいて、受注者は現システムから指定されたデータの移行を行うこと（詳細は別紙③「データ移行作業分担」参照）。
- ソ 事前作業対象機器を別添3「国立原爆死没者追悼平和祈念館情報システム移行計画書（令和5年2月）」記載のスケジュールに沿って、指定された場所に設置し、結合テストまでを終了させること。事前作業対象機器は、別添3「国立原爆死没者追悼平和祈念館情報システム移行計画書（令和5年2月）」の「1.4 評価環境」のとおりとする。
- タ ハードウェア等の設定内容、操作手順、インストールソフトウェアの操作手順等については、両祈念館へ書面による説明を行うこと。
- チ アプリケーションインストール作業時に基本ソフトの設定について確認するケ

ースを想定し、両祈念館からの問い合わせ連絡後、30分以内に一次回答できる体制を用意すること。

ツ 両祈念館及び改修業者による祈念館情報システムの動作テストを実施する中で、システム運用に支障があり機器の設定変更が必要な場合が想定される。そのため、両祈念館が機器設定変更を求めた場合は、祈念館情報システムの改修作業が完了するまでの期間（令和5年7月1日移行予定）は、両祈念館と協議を行い速やかに無償で対応すること。

テ 祈念館情報システム移行日の前後2日間は立会いを実施すること。また、機器の故障等に速やかに対応できる体制（障害発生から復旧対応着手まで30分以内）を用意すること。納入するハードウェア等については、設置及び調整を完了し、システム移行日の開館時刻の30分前から、正常に稼働させること。

ト 機器の搬入・設置にあたっては両祈念館で工事が必要となる場合は、対応する法律に従って適切な処置を行うこと。

なお、電源配線工事及び通信回線工事等を実施する場合、施設の建物等に掘削などの工事を行わないこと。また、業務の実施にあたり、建物や備品等の損壊が発生した場合、受注者の責任において原状回復すること。

ナ 両祈念館システムWebサイトを安全に稼働させるため、別添2「国立原爆死没者追悼平和祈念館情報システムハードウェア・基本ソフトウェア・ネットワーク要件定義書（令和5年2月）」記載のWebサーバ機能について、下記に種類の脆弱性診断によるセキュリティリスクの把握を行い、システムの状況に添った形で課題を明確化し、適切な優先順位の下に対処すること。脆弱性診断の分析結果及び対処した結果を報告書にまとめ提出すること。

ア) プラットフォーム診断

ネットワークに接続された機器上のOSやアプリケーションに潜む脆弱性を発見する。主な診断項目は以下のとおり。

- ・ セキュリティパッチの更新の有無
- ・ 不要なサービスの起動やオープンボードのチェック
- ・ 不適切なアカウント

イ) Webアプリケーションの脆弱性診断

両祈念館システムWebアプリケーションの画面遷移を把握の上、診断する画面を決定し、Webアプリケーションに潜む脆弱性を検出する。主な診断項目は以下のとおり。

- ・ SQLインジェクション
- ・ クロスサイトスクリプティング
- ・ ディレクトリトラバーサル
- ・ OSコマンドインジェクション

ニ 機器等の搬入及び調整完了後、両祈念館の検査を受けること。

サーバ機器の設置について以下を実施すること。

- ・ 外部公開サーバのIPv6対応
- ・ メールサーバのSPF対応

- ・ サーバ稼働、リソース、サービス起動、ジョブ結果、機器異常等を監視し、運用・保守業者へアラートメール通知可能な監視システムの構築。監視システムの要件は別添2「国立原爆死没者追悼平和祈念館情報システムハードウェア・基本ソフトウェア・ネットワーク要件定義書（令和5年2月）」の「2.1.2.3 運用管理」のとおり。

ヌ 納入機器等は新システムで使用されるため、両祈念館又は改修業者から、機器等に関する問い合わせが発生することが想定される。改修作業を効率的に行うことを目的とし、受注者は納入機器等について熟知した要員を確保し、両祈念館及び改修業者からの問い合わせに対応する専用窓口を設置すること。

ネ 基本ソフトウェアについては、端末には、Windows11 Professional、サーバには WindowsServer2022 及び RedHat Enterprise Linux 9 を採用する。

また、次の機器については、特殊なものであり、アプリケーションがハードウェアに依存していることから、別添2「国立原爆死没者追悼平和祈念館情報システムハードウェア・基本ソフトウェア・ネットワーク要件定義書（令和5年2月）」に記載の機種を導入することとする。

- ・ 非接触 IC メモリーリーダーライター

ノ 広島市にて令和5年5月にG7広島サミットが開催予定のため、開催終了後の5月22日以降に広島祈念館施設内での作業を行うこと。

③ データ・システム移行に係る要件

ア 動画データの移行について

Windows Media 形式の動画データ約 3,300 本を別途調達している改修業者と協議し、指定された新システムのディレクトリに格納を行なうこと。

イ グローバルネットワーク用動画データについて

現在、グローバルネットワークに掲載している動画データ約 1,400 本について、両祈念館の現システムで利用している動画データから、グローバルネットワーク用の所定のディレクトリに格納すること。

ウ その他データ・システム移行について

現システムから以下のシステムおよびデータを移行し動作させること。
現時点で移行対象となるシステム・データは下記の表に示すが、下記表以外にも祈念館が必要とするデータ、プログラム等は祈念館と協議し移行を行い動作させること。

	移行元	移行対象システム・データ	移行先
1	Web サーバ	<ul style="list-style-type: none"> ●システムアカウント ●FTP 接続先ディレクトリ ●広島祈念館 HP <ul style="list-style-type: none"> ・ CMS データ ・ Web コンテンツ (英語、中国語、韓国・朝鮮語含む) 	広島祈念館 Web/メールサーバ (クラウド)
		<ul style="list-style-type: none"> ●システムアカウント ●FTP 接続先ディレクトリ 	長崎祈念館 Web/メールサーバ

		<ul style="list-style-type: none"> ●長崎祈念館 HP <ul style="list-style-type: none"> ・CMS データ ・Web コンテンツ (英語、中国語、韓国・朝鮮語含む) ●平和情報ネットワーク HP <ul style="list-style-type: none"> ・CMS データ ・Web コンテンツ (英語、中国語、韓国・朝鮮語の外、 21 言語を含む) 	(クラウド)
2	広島祈念館メールサーバ	<ul style="list-style-type: none"> ●メールアドレス ●エイリアス情報 ●DNS 情報 	広島祈念館 Web/メールサーバ (クラウド)
3	長崎祈念館メールサーバ	<ul style="list-style-type: none"> ●メールアドレス ●エイリアス情報 ●DNS 情報 	長崎祈念館 Web/メールサーバ (クラウド)
4	広島祈念館認証基盤サーバ	<ul style="list-style-type: none"> ●Windows ドメイン (広島祈念館事務用クライアント PC をドメイン参加させること) ●アカウント ●職員情報共有環境 ●職員情報共有環境内データ及びアクセス権 	広島祈念館認証基盤サーバ
5	長崎祈念館認証基盤サーバ	<ul style="list-style-type: none"> ●Windows ドメイン (長崎祈念館事務用クライアント PC をドメイン参加させること) ●アカウント 	長崎祈念館認証基盤サーバ
6	広島祈念館事務用クライアント PC	<ul style="list-style-type: none"> ●メールデータ 新メールサーバが利用できるように 設定すること ●環境データ 上記以外で現在の利用環境を新システムでも継続して利用できるよう環境データ (フォント・既存ソフト) を移行すること。必要に応じバージョンアップなどの対応を行うこと。 	広島祈念館事務用クライアント PC
7	長崎祈念館事務用クライアント PC	<ul style="list-style-type: none"> ●メールデータ 新メールサーバが利用できるように 設定すること ●環境データ 上記以外で現在の利用環境を新システムでも継続して利用できるよう環境データ (フォント・既存ソフト) を移行すること。必要に応じバージョンアップなどの対応を行うこと。 	長崎祈念館事務用クライアント PC

(13) 引継に関する事項

- ・ 新システムの本番稼動前に、システム運用・保守業者への引継ぎを実施すること。

- ・ 運用に必要なツール、手順書等を作成し、両祈念館の承認のもと提供すること。
- ・ システム運用・保守業者の質問等に対して、技術支援に応じること。

(14) 教育に係る要件

- ・ 両祈念館職員のシステム利用者が支障なくシステムを操作できるように研修を両祈念館において実施すること。研修を受ける職員は両館併せて約 30 人程度の予定である。
- ・ 研修会説明資料は成果物とは別途配布用に参加人数分を用意すること。
- ・ 研修は試行運用（受入れテスト）前に終了させること。
- ・ 研修内容は次のとおりとする。
情報システム機器の操作方法

(15) システム運用支援

- ① 新システム稼働後の運用業務については、別途調達する予定である。
別添①「国立原爆死没者追悼平和祈念館情報システム運用設計書（令和 5 年 2 月）」及び別添②「国立原爆死没者追悼平和祈念館情報システム保守要件定義書（令和 5 年 2 月）」に示す要件が実現可能となるように新システムの環境構築を行うこと。また、運用・保守業務を支援するために必要な体制を用意すること。なお、運用・保守業務に係る役割分担は別紙④「システム運用・保守業務一覧」のとおりである。
- ② 賃貸借期間中における機器及びインストールソフトウェアに関する問い合わせに対応することが可能な体制を構築し、専用の受付窓口を設置すること。
- ③ データ入力及びバージョンアップ作業等、両祈念館、改修業者、システム運用・保守業者等の問い合わせに対しての支援を行うこと。

(16) 保守に関する事項

① ハードウェア等保守計画書及び手順書の作成

- ・ 受注者は、システム稼働後のハードウェア等の保守作業について、後記②から⑩までの内容を含む月間及び年間の保守計画書を作成し、両祈念館に提出すること。
- ・ 保守計画書に基づいて次の内容を網羅した手順書を作成し、両祈念館の承認を得た上で作業を実施すること。
 - ア 祈念館情報システムの定常運用において、実施が必要となる運用保守作業を網羅した運用手順。
 - イ 障害等発生した際の具体的な対応手順。

② 保守対応時間等

- ・ 保守業務に関する保守員の常駐は不要とする。ただし、システムに障害が発生した場合には、2 時間以内に現地（広島あるいは長崎）に到着し、原因の究明に努めること。

- ・ 保守受付時間は、24 時間 365 日とする。
- ・ 情報システムからのアラートメール、および祈念館からの連絡による障害発生時の一次切りわけ作業については受注者が行い、本業務調達範囲内の対応は受注者主体で行うこと。また、祈念館情報システムのアプリケーションソフトウェアに関する障害の場合は別途調達するシステム運用・保守業者に、両祈念館接続の広域回線、WEB コンテンツに係る障害は、それぞれ関連業者にエスカレーションすること。
- ・ 受注者にて対応した保守作業については両祈念館および別途調達するシステム運用・保守業者へその都度報告すること。
- ・ 障害対応の受付(保守コール)は、電話、または電子メールによる受付とする。
- ・ 保守対応時間については、原則、土曜・日曜・祝祭日、及び休館日を除く、平日の両祈念館の開館時間とする。ただし、各祈念館の運用に支障をきたすような障害発生時は上記時間に限らず対応を行うこと。このための電話連絡網等、連絡体制を整備すること。

広島祈念館及び長崎祈念館の開館日、開館時間及び休館日は次のとおり。

区 分	広島祈念館	長崎祈念館
開 館 日	3月～7月 8:30～18:00	5月～8月 8:30～18:30
及 び	8月 8:30～19:00	(8月7日～9日は 8:30～20:00)
開館時間	(8月5日、6日は8:30～20:00)	9月～4月 8:30～17:30
	9月～11月 8:30～18:00	
	12月～2月 8:30～17:00	
休 館 日	12月30日～31日	12月29日～31日

※ 開館日と開館時間については、臨時に変更することがあるので、その対応については、両祈念館と協議すること。

③ ソフトウェア保守

- ・ OS等のパッケージソフトウェアに対する保守・アップデート計画の立案および実施を行うこととする。なお、保守・アップデート提供期間は、運用開始後5年間と想定する。
特にクライアントPCのOSアップグレード計画は別途契約する運用保守業者と協議の上、計画、実施すること。
- ・ 保守内容には、システムに関する両祈念館等の相談に応じるコンサルタント業務を含むこと。
- ・ 新システム稼働後の保守業務のうち、アプリケーションソフトウェアの保守については、別途調達する予定である。「国立原爆死没者追悼平和祈念館情報システム運用保守業務仕様書」等に示す保守要件が実現可能となるように新システムの環境構築を行うこと。

④ ハードウェア等の保守要件

- ・ ハードウェア等の保守については後記⑤から⑩のとおり。
- ・ 保守期間は運用開始後5年間と想定する。

⑤ ハードウェア等緊急保守

- ア ハードウェア障害に関する監視システムを整備し、監視システムからの通報、祈念館からの連絡にてハードウェア等の障害と判断した場合は、両祈念館およびシステム運用・保守業者へ連絡を行い、システムが正常に動作するよう障害復旧を行うこと。別途祈念館からの指示、若しくはシステム運用・保守業者からの指示がある場合はその指示に従うこと。
- イ 故意または重過失を除く通常使用における障害発生時において、納入機器、データベース、アプリケーションソフトの動作確認及び検証、原因の特定及び正常稼働までの対応を行うこと。
- ウ 納入機器の故障における対応を行うこと。
 - (ア) 上記の際、修理等の要員が現地において即時に対応できるような保守体制を構築すること。
 - (イ) 対応可能な時間は、両祈念館の開館時間とする。開館時間は両祈念館で、また、時期により異なるので必要に応じて適切な対応を行うこと。
 - (ウ) 保守作業は交換部材の受け取りなどは、原則受注者にて対応を行い両祈念館職員に負担無く実施すること。
 - (エ) 磁気ディスクなどデータが格納されている部品の交換が発生する場合は、交換対象機器のデータ消去は現地にて実施し、データ消去証明を後日書面にて実施すること。
- エ 緊急保守として行った対応内容はシステム運用・保守業者に連絡すること。

⑥ ハードウェア等定期保守

- ア ハードウェア等の定期的保守を行う内容、点検時期等を示したハードウェア等保守計画を、両祈念館及びシステム運用・保守業者と調整の上、作成すること。なお、契約期間中は、年1回以上の定期点検を実施することとするが、具体的な定期点検の内容、回数及び時期については、両祈念館、システム運用・保守業者と協議の上決定すること。
 - 最低限必要な点検内容については、別紙⑤「ハードウェア定期点検内容」のとおりとする。
- イ 上記作成した、ハードウェア等保守計画に従い、定期的なハードウェア等保守点検を実施すること。
- ウ 定期保守として行った対応内容はシステム運用・保守業者に連絡すること。

⑦ ハードウェア等予防保守

- ア 納入機器、データベース及びパッケージソフトウェアなどの基本ソフトウェアのバージョンアップの際、調整からセットアップ、動作検証までを行い、システムが正常に稼働するまでの対応を行うこと。
- イ ハードウェア等に対しては、契約期間中はソフトウェア製造業者が通知及び公開するドライバ、リビジョンアップ、サービスパック及びパッチ（修正プロダクト）を随時入手し、両祈念館、システム運用・保守業者と協議の上、受注者の責

- 任において適用を行うこと。また、パッチ等の適用履歴の管理を行うこと。アンチウィルスソフトについては、自動アップデートを行う設定を施すこと。
- ウ 事前の部品交換等ハードウェアの予防保守を行うこと。
- エ 予防保守として行った対応内容はシステム運用・保守業者に連絡すること。
- オ 導入したサーバ系のハードウェアに関しては月1回リソースの利用状況を調査し、月一回の保守報告時に報告を行い、リソース不足が見込まれる場合は改善提案を行うこと。

⑧ 両祈念館における立会業務等

ア 平和記念日等における立会業務

平和記念日（広島祈念館においては8月6日、長崎祈念館においては8月9日）等、祈念館情報システムの運用において立会等が必要な場合、両祈念館と協議して、円滑な運用のため立会等の作業を行うこと。

イ 計画停電に伴うシステム維持管理業務

自家用電気工作物保安点検業務等で発生する計画停電にあたって、サーバ装置の停止・起動及び情報システム並びに外部ネットワークの動作確認を行い、情報システム全体の安定稼働を確保すること。

⑨ ハードウェア等の撤去・廃棄

ア 受注者は、ハードウェア等の賃貸借期間終了後、又は両祈念館が不要と判断した場合、両祈念館の指示に従い機器の撤去、搬出及び廃棄作業を行い、両祈念館に報告すること。なお、廃棄にあたっては、第三者がデータ復元ソフトウェア等を利用してデータ復元されないように完全にデータを削除し、両祈念館に内容を報告すること。

イ ハードウェア等の撤去・廃棄作業にあたっては、設備の保護等の作業を適正に行うこと。また、作業の際に使用した梱包材等は受注者が処分し、耐震工事、ネットワーク配線等を含め、原状回復を行うこと。

⑩ サービスレベル

ア 障害発生時の駆け付け時間

(ア) サーバ装置・展示系PC：アラートメールによる通知または連絡受付後2時間以内

(イ) 管理系PC：連絡受付後3時間以内

イ 障害復旧時間

(ア) サーバ装置・展示系PC：祈念館に到着後2時間以内

(イ) 管理系PC：祈念館に到着後2時間以内

ウ 問合せ業務の応答時間

(ア) 問合せの翌日から起算して2営業日以内

(イ) 2営業日を超える場合、以後、完了まで5営業日毎に報告

エ 運用支援業務における回答時間

(ア) 問合せの翌日から起算して2営業日以内

(イ) 2営業日を超える場合、以後、完了まで5営業日毎に報告

⑪ その他

- ア ハードウェア等の保守に関わる作業を行った際には、作業完了後、速やかに「保守報告書」を作成し、両祈念館に作業完了の報告を文書で行うこと。
保守でハードウェア交換を行う場合、提供する手順書に従いMACアドレスの設定、ActiveDirectoryへの設定など交換に伴う設定変更も併せて実施し、システムが正常稼働することを確認すること。
障害に関しては原因調査を行い、原因および今後の対応方針の報告を行うこと。
- イ 納入したハードウェア等に関して、両祈念館、改修業者、システム運用・保守業者から技術的な質問、支援を求められた場合、速やかに対応すること。
- ウ 両祈念館、システム運用・保守業者からシステム運用・保守に関する会議への出席を求められた場合はこれに対応すること。
- エ 導入や試験稼働において必要な消耗品（媒体、トナー、用紙等）は受注者が用意すること。
- オ 消耗品（プリンターのトナー、用紙及び外部記録媒体）以外の交換部品の供給及び交換作業は本調達の保守作業として受注者の負担で行うこと。